

## 新型インフルエンザ（ブタ由来A/H1N1）に関する政府対応見直し

### はじめに

政府は、今回の新型インフルエンザウイルスの特徴を踏まえて、①国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、②基礎疾患を有する者等を守るという基本的対処方針に基づき、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要がある、との考え方に沿って当面の措置として、新たに「基本的対処方針」を改定しました。

本誌は、新たな「基本的対処方針」に基づく事業者が行う取組み・注意事項などをまとめたものです。

### これまでの主な事項

◎「自然に治る」「通常対応に」＝医師ら訴え、週内にも新対策へ－厚労省（5月20日）

「自然に治る病気」「通常対応に」。新型インフルエンザ対策の緩和を求める声が、医療現場で高まっています。毒性が季節性並みとの評価がおおむね定まったことに加え、医師らが対応に追われ、ほかの重大な病気の治療に支障が出かねない現状が背景にあります。厚生労働省は20日までに、病院の応援を得ている機内検疫を終了するなどの対策を週内にもまとめる方針を固めました。

◎首都圏波及に警戒強める＝第2段階は当面継続へ－政府（5月21日）

東京都と川崎市で初めて新型インフルエンザの感染が確認されたことから政府は20日、警戒を強め、都との連携を強化し感染拡大の防止に努めています。行動計画に基づく第2段階（国内発生早期）の対応については当面継続する方針です。

◎「屋外でのマスク着用は不要」＝他人への感染防

止が目的－厚労省（5月21日）

新型インフルエンザの感染拡大で品切れ状態になっているマスクについて、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進室の難波吉雄室長が21日、記者会見し、本来の使用目的は予防ではなく、他人にうつさないこととした上で、「人込みの少ない屋外などで着用する必要はない」と述べました。

◎世界規模の拡大など条件＝新型インフル大流行宣言で軌道修正－WHO（5月22日）

世界保健機関(WHO)のマーガレット・チャン事務局長は21日の年次総会の会合で、新型インフルエンザの警戒レベルを「フェーズ6」に引き上げて世界的な大流行（パンデミック）を宣言する条件について、「世界的な現象と確信できなければならない」と語りました。現在、感染が拡大する日本や英国などの状況だけでなく、世界規模での感染拡大を見極める姿勢を示した発言です。

◎一般病院でも診察＝患者数で地域2分類－政府、対策を緩和・新型インフル（5月22日）

政府は22日午前、麻生太郎首相と全閣僚出席の新型インフルエンザ対策本部（本部長・首相）を首相官邸で開き、国内での感染拡大を踏まえた新たな指針を決定しました。全国一律だったこれまでの対応を見直し、感染拡大の程度に応じて地域を2つに分類。患者が急増した地域では、強毒性の鳥インフルエンザを前提とした対策を緩和し、一般の病院での診察や、重症患者以外の自宅療養などを認めることとしました。

首相官邸「新型インフルエンザへの対応」ホームページ  
(<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>)

2009年5月25日正午現在、新型インフルエンザ（豚由来インフルエンザ）にかかるWHO（世界保健機関）の警戒水準は「5」、日本政府の発生段階の定義においては「第二段階（国内発生早期）」です。

#### 新型インフルエンザ対策本部（2009年5月22日）

新型インフルエンザ対策本部（第4回会合、5月22日開催）は、新型インフルエンザの国内感染者は約300人近くに達し、その感染状況から地域により大きな偏りがみられていることや一部地域では、医療の提供に困難を生じている状況もみられることから、新たに「基本的対処方針」を改定しました。

基本的な考え方として、今後の新型インフルエンザ対策については、これまでの国内外の疫学的知見を参考にすると、対策の目的は二つに集約され、「感染のさらなる拡大を防ぐこと」、「基礎疾患を有する者等重症化しやすい人が新型インフルエンザに感染して重篤な状況になることを防ぐこと」に努力を集中することを目的として対策を講じるとしています。

#### 新たな「基本的対処方針」

「新型インフルエンザ対策行動計画」では、各段階ごとに対策が定められていますが、一方、兵庫県、大阪府等の経験で得られた疫学的知見に基づくと、各地域の感染レベルが異なる現時点では、行動計画をそのまま適用するのではなく、第三段階（特に感染拡大期及びまん延期）にとることとされている対策を弾力的に行うことも必要であるとしています。

また、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」が報告され、感染者の発生状況に応じた地域医療及び学校の休業要請のあり方、機内検疫の方法の見直し等が運用指針として確認されています。詳細は「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」のホームページを参照願います。（[http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522\\_unyouhoushin.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522_unyouhoushin.pdf)）

上記の運用においては、①「感染者・患者の発生した地域を感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域」 ②「急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域」の2つのグループに分けての対応としています。

#### 基本的対処方針

政府においては、今回の新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、その対策に総力を挙げて取り組んでいるところであるが、現在、兵庫県、大阪府等で患者数が急増している状況にある。

今後、国内で感染が拡大していく事態も想定に入れながら、国内対策を強化していく必要がある。

今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）は、

- ① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、
- ② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、

季節性インフルエンザと類似する点が多い。

他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、海外の事例によれば、基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。

政府の現行の「新型インフルエンザ対策行動計画」等については、強毒性の鳥インフルエンザ（H5N1）を念頭に策定されたものであるが、今回のウイルスの特徴を踏まえると、①国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、②基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げ、対策を講じることが適当である。

このため、今後も行動計画をそのまま適用するのではなく、この基本的対処方針により、地域の実情に応じた

柔軟な対応を行っていく必要がある。

政府としては、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら、当面、次の措置を講ずることとする。

一、国内外の情報収集と国民への迅速かつ確かな情報提供を行う。

(一) 国際的な連携を密にし、WHOや外国の対応状等に関する情報収集に努力する。

(二) 国内サーベイランスを強化し、各地の感染状況を迅速に把握するとともに、患者や濃厚接触者が活動した地域等の範囲について国民に迅速に情報提供を行う。

二、患者や濃厚接触者が活動した地域等において、地域や職場における感染拡大を防止するため、次の措置を講ずる。

(一) 積極的疫学調査を徹底する。

(二) 外出については、自粛要請を行わない。ただし、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等呼びかける。

(三) 事業者や学校に対し、時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

(四) 集会、スポーツ大会等については、一律に自粛要請は行わない。ただし、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

(五) 学校・保育施設等の臨時休業の要請についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。）

(六) 事業者に対しては、事業自粛の要請を行わない。ただし、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

三、医療の確保についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。）

四、患者や濃厚接触者が活動した地域等への抗インフルエンザウイルス薬、検査薬、マスク等の円滑な供給を関連事業者に要請する。

五、患者や濃厚接触者が活動した地域等における国民生活の維持を図る。

(一) 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。

(二) 従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。また、医療従事者等の子ども等が通う保育施設等が臨時休業となった場合、保育等を確保するための方策を講ずる。

(三) 在宅の障害者や高齢者等について、必要に応じ状況を踏まえて支援を行う。

六、パンデミックワクチンの早急な開発・製造に取り組む。

七、今回のウイルスの特徴を踏まえ、水際対策のあり方を見直す。

(一) 検疫についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。）

(二) 海外発生国の状況に応じた感染症危険情報を適宜発出するとともに、海外発生国の在外邦人に対する支援を行う。

八、必要に応じ、次の措置を講ずる。

(一) 食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。

(二) 社会混乱に乗じた各種犯罪の取締り等治安の維持に当たる。

「基本的対処方針」のホームページ

([http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522\\_shinkihontaisho.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522_shinkihontaisho.pdf))

## 「基本的対処方針」等のQ&A

政府は「基本対処方針」等のQ&Aとして発表していますので一部をご紹介します。全文は「基本対処方針」等のQ&A ホームページをご参照願います。

([http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522\\_taisho\\_ga\\_main2.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522_taisho_ga_main2.pdf))

(問12) 国は、不要不急の外出の自粛や集会、スポーツ大会等の開催の自粛、事業活動の縮小・自粛を求めているのか

(答)

1. 今次の新型インフルエンザについては、基礎疾患を有する者を中心に重篤化する傾向が見られ、注意を要するものの、適切な治療を早期に受けることにより、多くの方が順調に回復している。
2. このため、政府としては、現時点においては、外出の自粛、集会・スポーツ大会等の開催の一律の自粛、事業活動の縮小等を要請することは考えていない。

(問25) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する等とされているが、従業員向けの対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(答)

1. 各事業主においては、従業員の健康管理を徹底するとともに、例えば、発熱症状のある者については、発熱相談センターへの相談、自宅待機等を実施するなどの対応を検討していただくことが必要と考えられる。
2. また、ラッシュ時の公共交通機関の利用を避けるための時差通勤、自転車通勤等を検討していただくことが必要と考えられる。
3. それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の「基本的な新型インフルエンザ対策」を参考に、例えば、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒の措置について、検討していただく必要がある。

(注) 「事業者・職場における新型インフルエンザガイドライン」P.114に記載する感染防止策の例において、  
・業務の絞込み（不要不急の業務の一時停止）  
・患者の入場防止のための検温  
・訪問者の氏名、住所の把握  
といった措置までは、検討する必要はないと考えている。

(問26) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされているが、利用客への対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(答)

1. 特に娯楽施設や飲食店などの集客施設については、利用者間で感染が生じないようにするための工夫を検討する必要があり、例えば、
  - ① 病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある方には利用を遠慮していただくこと
  - ② 利用客が多くない場合に利用客間の席を離すこと
  - ③ 利用客が施設内で発症した場合に備えることなどが考えられる。
2. それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、業態や施設の特徴に応じた工夫を検討していただく必要がある。

(問27) 従業員が発症した場合、同じ職場の従業員全員を自宅待機させる必要があるか。

(答)

発症した従業員と濃厚接触した同僚を自宅待機させることは必要と考えられるが、発熱相談センターや保健所の判断により、濃厚接触者でないこととされた者についてまで自宅待機を命ずることは適当でない。

## 新たな「基本的対処方針」に基づき、事業者が行う取組み・注意事項について

新たな「基本的対処方針」を、前回まで確認されていた「国内発生に備え（5月1日）と国内発生時点（5月16日）での主な確認事項」との対処方針の変更点を列記しましたので別紙を参照願います。

### 日本興亜保険グループのリスクコンサルティングサービス

日本興亜保険グループのリスクコンサルティング専門会社であるエヌ・ケイ・リスクコンサルティング株式会社 (<http://www.nipponkoa-nkrc.co.jp>) は、企業のリスクマネジメントに関する各種の情報提供サービスなどを実施しています。詳しくは弊社営業社員までお問い合わせ下さい。

この情報紙は時事通信社『防災リスクマネジメント Web』(<http://bousai.jiji.com/info/>) から一部引用しています。

別紙 患者や濃厚接触者が活動した地域等に対する、わが国の主な対処方針の変化

項目	国内発生に備え決定された基本的対処方針 (5/1) を踏まえ、国内発生時点 (5/16) に改めて確認された主な確認事項	⇒ <b>今回、見直された基本的対処方針 (5/22)</b>
外出自粛について	(5月1日基本的対処方針で、国内発生時には「不要不急の外出自粛」を要請するとしていた。) 外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。	<u>自粛要請を行わない。</u> ただし、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。
通勤・時差通学について	時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。	(変更なし、左記の通り)
事業運営について	(5月1日基本的対処方針で、国内発生時には「不要不急の事業の縮小」を要請するとしていた。) 事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。	<u>事業自粛の要請を行わない。</u> ただし、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業継続について	供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。	(変更なし、左記の通り)
集会、スポーツ大会等について	(5月1日基本的対処方針では、国内発生時には「集会、スポーツ大会等の開催自粛」を要請するとしていた。) 一律の自粛要請は行わないが、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。	<u>一律に自粛要請は行わない。</u> ただし、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
学校(大学を除く。以下同じ。)・保育施設等の臨時休業について	(5月1日基本的対処方針では、国内発生時には「必要に応じ、学校・保育施設等の臨時休業」を要請するとしていた。) 〇 児童・生徒等を通じて感染源となりやすいことから、発生した患者が学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校・保育施設等の臨時休業を要請する。 〇 また、発生した患者が児童・生徒等以外である場合であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがあるときは、同様に、学校・保育施設等の臨時休業を要請する。 〇 なお、臨時休業は、基本的には、発生段階が回復期に至	<b>感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域</b> 〇 必要に応じて、市区町村の <u>一部又は全部、場合によっては都道府県の全部での臨時休業を要請する。</u> ※ 休業の要請については、一週間ごとに検討する。 〇 解除後に患者が発生した学校・保育施設等については、個別に臨時休業を要請する。 〇 大学に対しては、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請する。 <b>急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域</b> 〇 学校・保育施設等で患者が多く発生した場合、当該学校・保育施設等の生徒等を感染から守るために、 <u>当該学校・保育施設等について</u>

項目	国内発生に備え決定された基本的対処方針(5/1)を踏まえ、国内発生時点(5/16)に改めて確認された主な確認事項	⇒ <b>今回、見直された基本的対処方針(5/22)</b>
	<p>るまでは継続することになるが、疫学的情報を踏まえ、各都道府県において1週間ごとに検討を行う。</p> <p>○大学に対しては、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請する。</p>	<p>臨時休業とする。</p> <p>○大学に対しては、休業も含め、できる限り感染のスピードを遅らせるための運営方法を工夫するよう要請する。</p>
<b>&lt;医療の確保関連&gt;</b>		
①発生患者と濃厚接触者への対応について	<p>○患者(患者と疑われる者を含む。)については、感染症指定医療機関等への入院とし、抗インフルエンザ薬を用いて適切に治療し、新たな感染を防ぎ、感染源を減らすよう努める。</p> <p>○濃厚接触者に対し外出自粛等の要請をする。</p> <p>○濃厚接触者に対し予防投与と健康観察を行う。</p> <p>○医療従事者や初動対処要員等がウイルスに暴露し、感染した可能性が高い場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。</p>	<p><b>感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域</b> (左記の通り)</p> <p><b>急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域</b></p> <p>○基礎疾患を有する者等は初期症状が軽微であっても優先して入院治療を行う。また、基礎疾患を有する者等であるかどうか明確でない人でも重症化の兆候が見られたら、速やかに入院治療を行う(最大の目標は、基礎疾患を有する者等の重篤化を最小限に抑えることである)。</p> <p>○軽症者は、自宅で服薬、療養し、健康観察を実施する。</p> <p>○濃厚接触者に対し外出自粛等の要請をする。</p> <p>○自宅療養する軽症者の家族の中で基礎疾患を有する者等や、基礎疾患を有する等の医療従事者及び初動対処要員等がウイルスに暴露している場合は、予防投与を行う。</p>
②医療・発熱外来について	<p>インフルエンザ様症状が見られた場合には、まずは、発熱相談センターに電話で相談し、その後、指示された発熱外来を受診する。</p>	<p><b>感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域</b> (左記の通り)</p> <p><b>急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域</b></p> <p>○関係者の協力の下、対応可能な一般の医療機関においても、発熱外来の機能を果たすとともに、患者の直接受診を可能とする。</p> <p>○外来については、一般の患者と新型インフルエンザ患者が動線にて交わらないよう、入口等を分ける、あるいは診療時間帯を分けるなど最大の注意を払う。その場合も、特に基礎疾患を有する者等への感染防止に努める。</p> <p>○入院については一般病院においても重症者のための病床を確保する。その場合も、特に基礎疾患を有する者等への感染防止に努める。</p>

「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」のホームページ

([http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522\\_unyouhoushin.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522_unyouhoushin.pdf))